

○松本市森林再生実行会議設置要綱

令和3年7月7日
松本市告示第367号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市森林再生検討会議から提言のあった森林の再生、活用、保全等について、具体的な施策を検討するため、松本市森林再生実行会議（以下、「会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 森林の再生、活用及び保全に関すること。
- (2) 森林及び環境政策に関すること。
- (3) 森林政策を遂行するための人材及び組織に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員4人をもって組織する。ただし、市長が必要と認めるときは、委員を追加することができるものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 林業関係者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に係る検討が終了するまでの間とする。

(座長及び座長代理)

第5条 会議に座長及び座長代理各1人を置き、委員の中から市長が指名する。

- 2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が会議の議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、環境エネルギー部森林環境課及び総合戦略局総合戦略室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年7月7日から施行する。